

I P通信網サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧	新
<p>附 則（令和4年8月29日西企営第73号）            （実施期日）            第1条（略）            （経過措置）            第2条（略）            第3条（略）            第4条（略）            2（略）            3（略）            4 当社は、令和4年9月1日から令和6年9月30日までの間にメニュー1又はメニュー4に係るI P通信網契約者から、そのI P通信網契約の解除の通知（当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限ります。）と同時にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s、1 Gb/sのプラン2若しくはプラン3若しくは10Gb/sのもの又はメニュー5-2の100Mb/sの 카테고리3、200Mb/s若しくは1 Gb/s若しくは10Gb/sのものに係るI P通信網契約（そのI P通信網契約者（そのI P通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのI P通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和6年12月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。</p>	<p>附 則（令和4年8月29日西企営第73号）            （実施期日）            第1条（略）            （経過措置）            第2条（略）            第3条（略）            第4条（略）            2（略）            3（略）            4 当社は、令和4年9月1日から令和7年3月31日までの間にメニュー1又はメニュー4に係るI P通信網契約者から、そのI P通信網契約の解除の通知（当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限ります。）と同時にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s、1 Gb/sのプラン2若しくはプラン3若しくは10Gb/sのもの又はメニュー5-2の100Mb/sの 카테고리3、200Mb/s若しくは1 Gb/s若しくは10Gb/sのものに係るI P通信網契約（そのI P通信網契約者（そのI P通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのI P通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和7年6月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。</p>

新旧対照

旧	新
<p>附 則（令和5年1月27日西企営第130号） （実施期日） 第1条 この改正規定は、令和5年2月1日から実施します。 （経過措置） 第2条 （略） （その他） 第3条 当社は、令和5年2月1日から令和6年9月30日までの間にメニュー5-1の10Gb/s又はメニュー5-2の10Gb/sに係るIP通信網契約者（光コラボレーションモデルに関する契約に係るIP通信網契約者を除きます。）から、申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの継続利用（以下第2項から第4項において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間（以下第2項から第4項において「長期継続利用期間」といいます。）におけるそのIP通信網サービスに係る利用料金（2-5-1に規定する基本料の部分に限ります。）について、月額1,100円(税込価格 1,210円)を減額して適用します。 ただし、長期継続利用に係る契約者回線の移転があった場合の長期継続利用期間については、移転があった日を起算日として、移転前の契約者回線に係る長期継続利用期間の満了日までとします。 2 （略）</p>	<p>附 則（令和5年1月27日西企営第130号） （実施期日） 第1条 この改正規定は、令和5年2月1日から実施します。 （経過措置） 第2条 （略） （その他） 第3条 当社は、令和5年2月1日から令和6年10月31日までの間にメニュー5-1の10Gb/s又はメニュー5-2の10Gb/sに係るIP通信網契約者（光コラボレーションモデルに関する契約に係るIP通信網契約者を除きます。）から、申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの継続利用（以下第2項から第4項において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間（以下第2項から第4項において「長期継続利用期間」といいます。）におけるそのIP通信網サービスに係る利用料金（2-5-1に規定する基本料の部分に限ります。）について、月額1,100円(税込価格 1,210円)を減額して適用します。 ただし、長期継続利用に係る契約者回線の移転があった場合の長期継続利用期間については、移転があった日を起算日として、移転前の契約者回線に係る長期継続利用期間の満了日までとします。 2 （略）</p>
<p>附 則（令和6年5月24日企営第155500000348号） （実施期日） 第1条 （略） （経過措置） 第2条 （略） （その他） 第3条 （略） 第4条 当社は、令和6年6月1日から令和6年9月30日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3のもの若しくはメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ3-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのもの又は第1条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されているIP通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係るIP通信網契約者から、メニュー5-1の10Gb/sのもの又はメニュー5-2の10Gb/sのものに係るIP通信網契約への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和6年12月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費については料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。 ただし、そのIP通信網契約への品目等の変更と同時に移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、この限りではありません。 2 （略）</p>	<p>附 則（令和6年5月24日企営第155500000348号） （実施期日） 第1条 （略） （経過措置） 第2条 （略） （その他） 第3条 （略） 第4条 当社は、令和6年6月1日から令和7年3月31日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3のもの若しくはメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ3-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのもの又は第1条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されているIP通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係るIP通信網契約者から、メニュー5-1の10Gb/sのもの又はメニュー5-2の10Gb/sのものに係るIP通信網契約への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和7年6月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費については料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。 ただし、そのIP通信網契約への品目等の変更と同時に移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、この限りではありません。 2 （略）</p>

新旧対照

旧	新
<p>第5条 当社は、令和6年6月1日から令和6年9月30日までの間に音声利用 I P通信網サービス契約約款における第1種サービス若しくは第2種サービス（プラン2のタイプ2のメニュー1に係るものに限ります。）又は音声利用 I P通信網サービス契約約款における第1条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている音声利用 I P通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係る音声利用 I P通信網契約者から、その音声利用 I P通信網契約の解除の通知と同時にメニュー5-1の10Gb/sのもの又はメニュー5-2の10Gb/sのものに係る I P通信網契約（その I P通信網契約者（その I P通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその I P通信網契約者が指定する者として）と解除の通知があった音声利用 I P通信網サービス契約約款における第1種サービス若しくは第2種サービス（プラン2のタイプ2のメニュー1に係るものに限ります。）又は音声利用 I P通信網サービス契約約款における第1条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている音声利用 I P通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係る音声利用 I P通信網契約者が同一の者である場合に限り）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り）であって、令和6年12月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。</p> <p>2 （略） 3 （略）</p>	<p>第5条 当社は、令和6年6月1日から令和7年3月31日までの間に音声利用 I P通信網サービス契約約款における第1種サービス若しくは第2種サービス（プラン2のタイプ2のメニュー1に係るものに限ります。）又は音声利用 I P通信網サービス契約約款における第1条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている音声利用 I P通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係る音声利用 I P通信網契約者から、その音声利用 I P通信網契約の解除の通知と同時にメニュー5-1の10Gb/sのもの又はメニュー5-2の10Gb/sのものに係る I P通信網契約（その I P通信網契約者（その I P通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその I P通信網契約者が指定する者として）と解除の通知があった音声利用 I P通信網サービス契約約款における第1種サービス若しくは第2種サービス（プラン2のタイプ2のメニュー1に係るものに限ります。）又は音声利用 I P通信網サービス契約約款における第1条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている音声利用 I P通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係る音声利用 I P通信網契約者が同一の者である場合に限り）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り）であって、令和7年6月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。</p> <p>2 （略） 3 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和6年9月24日企営第15550000451号） （実施期日）</p> <p>第1条 この改正規定は、令和6年10月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他）</p> <p>第3条 西企営第73号（令和4年8月29日）の附則第4条第4項中「令和6年9月30日」を「令和7年3月31日」に、「令和6年12月31日」を「令和7年6月30日」に改めます。</p> <p>第4条 西企営第130号（令和5年1月27日）の附則第3条第1項中「令和6年9月30日」を「令和6年10月31日」に改めます。</p> <p>第5条 企営第15550000348号（令和6年5月24日）の附則第4条第1項及び第5条第1項中「令和6年9月30日」を「令和7年3月31日」に、「令和6年12月31日」を「令和7年6月30日」に改めます。</p>